

消費者に誤解のない表示価格を ～地域に密着したお店を目指して～

山梨県スポーツ専門店
協同組合

平成26年と令和元年の二度にわたって行われた消費税率引き上げに際して、消費税率のアップが適正に行われ事業者の値札の貼り替え等の負担が少なく済むようにという観点から、「税込価格を表示しなくてもよい」という特例が設けられていた。その特例が令和3年末に終了するにあたり、事業者は今のうちから準備しておく必要がある。

そこで、特例終了に対応するため、山梨県スポーツ専門店協同組合(萩原明理事長 13組合員)では、1月20日に「消費税講習会」を実施した。

講習会では藤原会計事務所の藤原千穂税理士を講師に、値札等への総額表示の義務の説明に加えて、令和5年度からの始められる適格請求書等保存方式(インボイス方式)など、事業者として対応の準備を進めておかなければならない事項について詳しい説明があった。

これまでは「表示価格が税込価格であると誤認されないような表示」をすることによって税抜き表示も可能としていたが、特例の終了後は総額表示が義務化され、「消費税額を含む金額」がわかるよう表示しなければならなくなる。

また、令和5年10月より課税仕入税額を控除で



きる請求書を発行できるのは適格請求書発行事業者に限られることになるため、事業者登録の必要性や制度導入後の請求書の記載事項や留意点について説明があった。

講習会に参加した組合員からは「総額表示やインボイスについて具体的な制度の概要が理解でき安心した。今後の準備と対策につなげて行きたい。」との感想があった。また、萩原理事長は、「不特定の多数の方を相手に行うスポーツ店では、お客様に誤解のないようにしていくことが大切。毎年春には新入生を対象にした学販の取り引きが始まるので、新規の顧客とトラブルにならないよう努め、今後も地域に密着した事業を展開していく。」と語った。